

(下線部が変更箇所)

変 更 案	現 行
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第36条</u>第1項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約で「マーガリン類」とは、<u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3に規定する</u>マーガリン及びファットスプレッドで<u>あつて</u>、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。 (1) マーガリン 食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで<u>作られた</u>可溶性のもの又は流動状のもので<u>あつて</u>、油脂含有率（<u>乳脂肪を含まない脂肪分と乳脂肪分の合計の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。</u>）が80%以上のものをいう。 (2) ファットスプレッド 次に掲げるもので<u>あつて</u>、油脂含有率が80%未満のものをいう。 ア 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせ<u>を</u>しないで<u>作られた</u>可溶性のもの<u>又は流動状のもの</u> イ 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして<u>作られた</u>可溶性のもので<u>あつて</u>、風味原料の<u>原材料及び添加物</u>に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレー	(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第31条</u>第1項の規定に基づきマーガリン類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約で「マーガリン類」とは、マーガリン及びファットスプレッドで<u>あつて</u>、それぞれ次に掲げる基準に適合するものをいう。 (1) マーガリン 食用油脂（乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。）に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで<u>つくられた</u>可溶性のもの又は流動状のもので<u>あつて</u>、油脂含有率（<u>食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。</u>）が80%以上のものをいう。 (2) ファットスプレッド 次に掲げるもので<u>あつて</u>、油脂含有率が80%未満のものをいう。 ア 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせしないで<u>つくられた</u>可溶性のもの イ 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして<u>つくられた</u>可溶性のもので<u>あつて</u>、風味原料の<u>原材料</u>に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加え

変 更 案	現 行
トを加えたものに<u>あつて</u>は、カカオ分が 2.5%未満で<u>あつて</u>、かつ、ココアバターが 2%未満のものに限る。 2 この規約で「事業者」とは、マーガリン類を製造し、若しくは輸入して販売する者又はマーガリン類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する者をいう。 3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示で<u>あつて</u>、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （必要な表示事項） 第 3 条 事業者は、マーガリン類の<u>容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 4 条第 5 項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）</u>に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に<u>明瞭</u>に一括して表示しなければならない。ただし、<u>容器包装</u>の面積が30平方センチメートル以下であるものは、<u>原材料名</u>の表	たものに<u>あつて</u>は、カカオ分が2.5%未満で<u>あつて</u>、かつ、ココアバターが 2%未満のものに限る。 2 （略） 3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するマーガリン類の取引に関する事項について行う広告その他の表示で<u>あつて</u>、次に掲げるものをいう。 (1)～(5) （略） （必要な表示事項） 第 3 条 事業者は、マーガリン類の<u>容器又は包装</u>に、次に掲げる事項を、マーガリン類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、邦文で見やすい場所に<u>明りょう</u>に一括して表示しなければならない。ただし、<u>容器又は包装</u>の面積が30平方センチメートル以下であるものは、<u>原材料名、賞味期限及び保存方法</u>の表示事項を省略することができる。

変 更 案	現 行
示事項を省略することができる。 (1) 名称 (2) 油脂含有率（ファットスプレッドに限る。） (3) 原材料名 <u>(4) 添加物</u> <u>(5) 原料原産地名</u> <u>(6) 内容量</u> <u>(7) 賞味期限</u> <u>(8) 保存の方法</u> <u>(9) 原産国名（輸入品に限る。）</u> <u>(10) 事業者の氏名又は名称及び住所</u> <u>(11) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</u> <u>(12) 栄養成分の量及び熱量</u> 2 前項第1号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、<u>食品表示基準第8条及び別表第20</u>の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で<u>日本産業規格 Z 8305（1962）</u>に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた<u>文字</u>で表示しなければならない。ただし、商品名に「〇〇マーガリン」、「〇〇ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあつては、この限りでない。 3 ファットスプレッドにあつては、「マーガリン類」の文字を第1項に規定する表示に隣接させて表示するものとする。 4 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）に基づき表示しなければならない。 <u>5 次に掲げる事項は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</u>	(1)・(2) （略） (3) 原材料名 <u>（食品添加物を含む。）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>(4) 内容量</u> <u>(5) 賞味期限</u> <u>(6) 保存方法</u> <u>(7) 原産国名（輸入品に限る。）</u> <u>(8) 事業者の氏名又は名称及び住所</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2 前項第1号に規定する名称の用語は、前項の規定のほか、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）</u>に基づく<u>マーガリン類品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1675号）第5条</u>の規定に基づき、商品名の表示された場所に近接した場所に、背景の色と対照的な色で<u>日本工業規格 Z 8305（1962）</u>に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた<u>活字</u>で表示しなければならない。ただし、商品名に「〇〇マーガリン」、「〇〇ファットスプレッド」等名称の用語を使用しているものにあつては、この限りでない。 3・4 （略） <u>（新設）</u>

変 更 案	現 行
<u>(1) アレルゲン</u> <u>(2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨</u> (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 原料油脂名を用いた商品名 原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が <u>70%</u>以上含有していなければならない。 (2) 風味原料名を用いた商品名 風味原料名を用いて商品名を表示する場合には、風味を特徴づけるのに十分な量含有していなければならない。 (3) 植物性に関する事項 植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、<u>100%</u>でなければならない。なお、第2条第1項第2号イに定めるファットスプレッドに<u>あつて</u>は、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。 (4) 特定の栄養成分に関する事項 特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、<u>食品表示基準第7条</u>に基づき表示する。 (不当表示の禁止) 第5条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) マーガリン及びファットスプレッドでないものを、それぞれ、それらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) マーガリン類でないものをマーガリン類であるかのように誤認されるおそれがある表示 (3) マーガリン類をバターその他の乳製品であるかのように誤認されるおそれがある表示	(特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、マーガリン類について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 原料油脂名を用いた商品名 原料油脂名を用いて商品名を表示する場合には、原料油脂のうち当該油脂が <u>70 パーセント</u>以上含有していなければならない。 (2) (略) (3) 植物性に関する事項 植物性である旨を表示する場合には、原料油脂のうち植物性油脂の占める割合が、<u>100 パーセント</u>でなければならない。なお、第2条第1項第2号イに定めるファットスプレッドに<u>あつて</u>は、これに加えて、動物性の風味原料を使用しないものでなければならない。 (4) 特定の栄養成分に関する事項 特定の栄養成分について、含有量が多い旨又は少ない旨を表示する場合には、<u>健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）</u>に基づき表示する。 (不当表示の禁止) 第5条 (略)

変 更 案	現 行
(4) 原料油脂、風味原料その他の原材料（食品添加物を含む。）のいずれかに動物性のものが含まれている製品を純植物性のものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 他の事業者又は他の事業者が販売するマーガリン類を中傷又は誹謗する表示 (6) 原材料、品質その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示 (7) マーガリン類が病気の予防等に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (8) 歴史・伝説、製造技術、生産規模、生産設備、販売量、販売比率及び企業の実態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優位にあると誤認されるおそれがある表示 (9) 原産国について誤認されるおそれがある表示 (10) 前各号に掲げるもののほか、自己の製造又は販売に係るマーガリン類の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示 （マーガリン公正取引協議会の設置） 第6条 この規約の目的を達成するため、マーガリン公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者を<u>もって</u>構成する。 （公正取引協議会の事業） 第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。	（マーガリン公正取引協議会の設置） 第6条 （略） 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者を<u>もって</u>構成する。 （公正取引協議会の事業） 第7条 （略）

変 更 案	現 行
(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 (違反に対する調査) 第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく<u>施行</u>規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書を<u>もって</u>警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく<u>施行</u>規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を<u>行った</u>事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び<u>行って</u>はならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書を<u>もって</u>警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに<u>従って</u>いないと認めるときは、当	(違反に対する調査) 第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 (略) 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書を<u>もって</u>警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を<u>行つた</u>事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び<u>行って</u>はならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書を<u>もつて</u>警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに<u>従って</u>いないと認めるときは、当

変 更 案	現 行
該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書を<u>もって</u>消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者を送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書を<u>もって</u>異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てが<u>あった</u>場合には、当該事業者追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てが<u>なかった</u>場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (<u>施行</u>規則の制定) 第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について<u>施行</u>規則を定めることができる。 2 前項の<u>施行</u>規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書を<u>もって</u>消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第10条 (略) 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書を<u>もって</u>異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てが<u>あった</u>場合には、当該事業者追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てが<u>なかった</u>場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則の制定) 第11条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。